

吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供事業者募集要項

制 定 令和2年5月26日 決裁
最終改正 令和6年3月31日 決裁

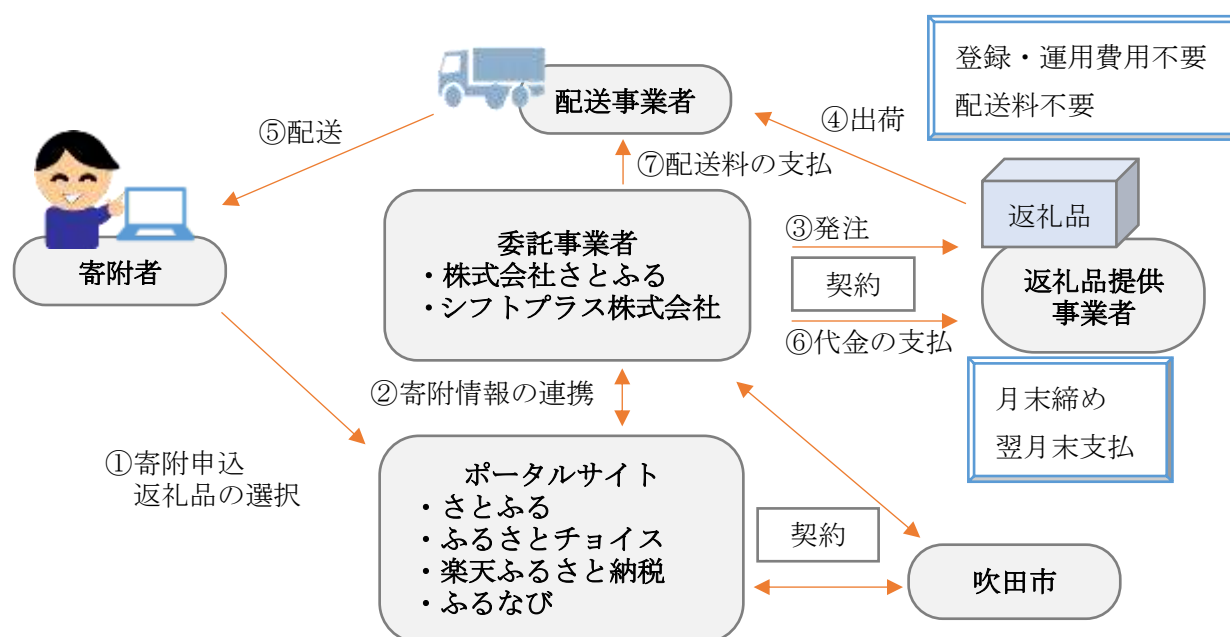
1 目的

本市の魅力発信及び地域経済の振興のため、ふるさと納税（寄附金）制度により本市へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対して送付するお礼の品（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集し、返礼品を選定します。

2 事業概要

- (1) 本市は、寄附者が寄附金額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト（さとふる・ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ふるなび）から希望する返礼品を自由に選択できる仕組みを採用します。返礼品として申請された商品等が、本市の返礼品として選定された場合は、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて広く紹介されます。申請方法は「[6 申請方法](#)」をご覧ください。
- (2) 返礼品の手配、寄附者情報の管理や問合せ対応等の返礼品等取扱業務は、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、株式会社さとふる及びシフトプラス株式会社（以下「委託事業者」という。）に委託しています。返礼品提供事業者は、自社商品等が返礼品として選定された後、委託事業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結する必要があります。
- (3) 返礼品の送付については、寄附をいただいた方に、寄附金額に対して3割を超えない額の商品等を送付することとします。

【返礼品配送イメージ図】



3 申請要件

返礼品及び返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 返礼品の要件

ア 市内で生産、製造、加工、サービス提供（体験含む）されているもの等で、平成31年総務省告示第179号第5条各号のいずれかに該当するものであること。

イ 吹田市の魅力発信や地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

ウ 次に掲げる事項に該当しないこと。

(ア) 返礼品の価格が50万円を超えるもの

(イ) 貴金属その他資産性が高いもの

(ウ) プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金その他金銭類似性があるもの

(エ) 特定の期日までに配送が必要なもの

エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

オ 返礼品は、委託事業者から発注された後、遅滞なく発送できるものであること。ただし、季節や数量が限定される場合や発送までに一定期間を要するものは、その旨を記載すること。なお、飲食物については、到着後5日間以上の賞味（消費）期限が保証されるものとする。

カ 役務の提供においては、次に掲げる要件も全て満たすこと。

(ア) 市内において、以下のいずれかのサービスが提供されること。

a 宿泊

b 観光・レジャー

c 飲食

d 人間ドック

e 代行サービス

(イ) 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程の有効期限を設けることができること。ただし、特に理由がある場合は、半年程度とすることができる。また、利用券等には、通し番号を付記する等、転売防止措置を施すこと。

(ウ) 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。

(エ) 安全性の配慮に努めること。

キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法令を遵守しているものであること。

ク 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

ケ 公序良俗に反するものでないこと。

(2) 返礼品提供事業者の要件

ア 原則、本社、支社、営業所等の主な事業所を市内に有すること。

イ 市税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

- ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する者に該当しないこと。
- エ 特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、大阪府消費者保護条例等、消費者関係法令に照らして問題がないこと
- オ 開業後、1 年以上の事業実績があること。
- カ インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、事業者提供のシステムにより、受注処理が可能であること。

4 返礼品数

返礼品提供事業者が提供できる返礼品は 1 事業者につき 20 品、定期便（返礼品を組み合わせたものを含む。）を返礼品として提供する場合は 1 事業者につき 10 品までとします。また、同一の返礼品を提供できる事業者は 10 事業者までとします。

5 募集期間

随時募集しています。

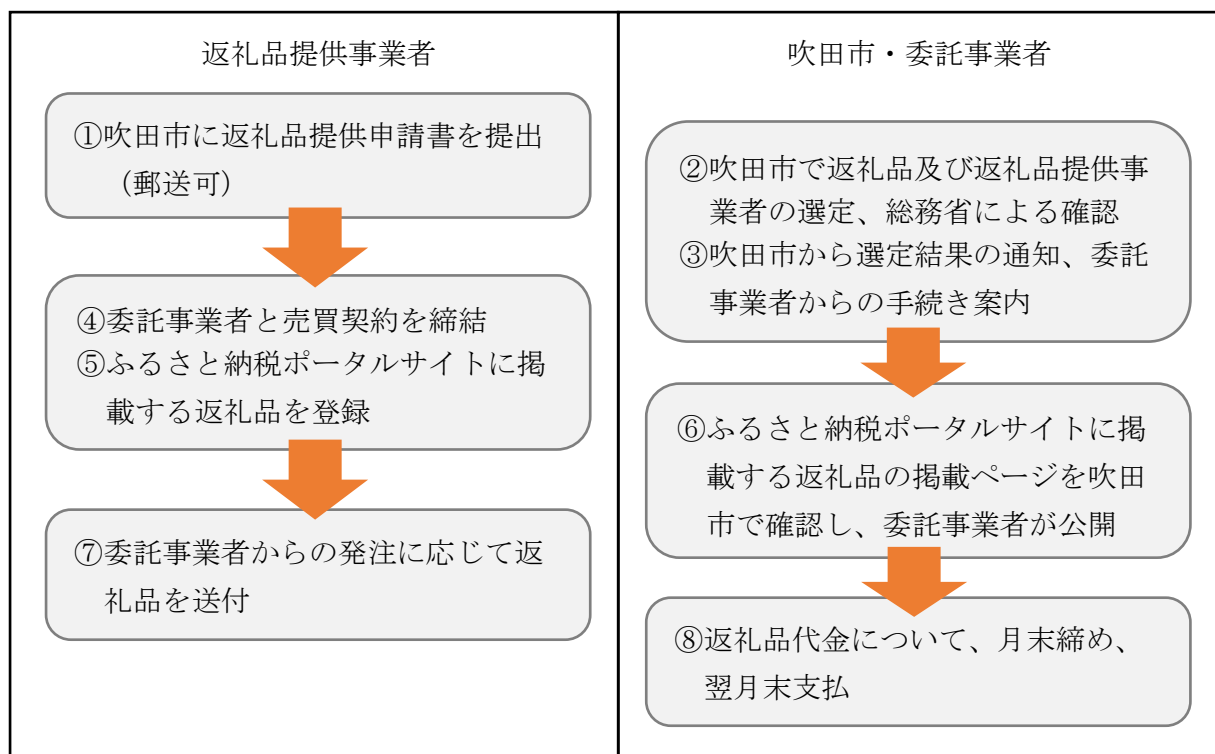
6 申請方法

- (1) 提出書類 吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供申請書（様式第 1 号）
 - ※ 必要に応じて、商品等の内容の分かるパンフレットなどを添付してください。
 - なお、返礼品の確認のため、本市から別途資料の提出を求める場合があります。
 - ※ 返礼品の価格には、商品代、消費税、梱包料及びそれらに係る手数料等を全て含め、送料は含めないでください。
- (2) 提出方法 「1 2 問合せ先・提出先」に必要書類を提出（郵送可）

7 返礼品及び返礼品提供事業者の選定

返礼品及び返礼品提供事業者は、ふるさと納税（寄附金）返礼品選定委員会において選定し、その後、総務省において必要な確認を受け、その結果を申請者に通知します。（総務省での確認に時間を要するため、返礼品提供申請書の提出から結果の通知までに半年程度要する場合があります。）なお、ふるさと納税（寄附金）返礼品選定委員会において不承認となった場合は、総務省の確認を受けず、その結果を申請者に通知します。

8 返礼品の提供までの流れ



9 選定の変更又は取消し等

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品を変更又は提供を取り止める場合は、吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品変更・取下げ申請書（様式第2号）により、市長に申し出ること。
- (2) 市は、選定された返礼品及び返礼品提供事業者が本要項に定める要件に適合しなくなった場合、また、書類提出に虚偽があった場合若しくは本市に損害を及ぼす行為を行った場合は、選定を取り消すものとします。
- (3) 市は、必要に応じて、年間の寄附申込みが少ない返礼品について、選定の取消し等について返礼品提供事業者と協議するものとします。

10 報告義務

選定された返礼品提供事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本市及び委託事業者まで報告してください。

- (1) 商品等の発送に遅延が生じたとき
- (2) 商品等が販売中止または終了となるおそれが生じたとき
- (3) 商品等の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) その他返礼品提供申請時の内容に変更が生じたとき

1.1 その他の留意事項

- (1) 返礼品ごとの必要な寄附金額（寄附金コース）は、返礼品が寄附金の3割以下であり、寄附金の募集に要した費用（返礼品代金及び配送料含む）が5割に相当する金額以下であるよう本市で設定します。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供にあたり、知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守して取り扱ってください。また、知り得た個人情報については、返礼品送付以外の目的に使用することはできません。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について本市へ報告してください。また、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 返礼品の準備に要する費用は返礼品提供事業者の負担とします。
- (5) 選定された返礼品は、寄附者から返礼品として選択された場合に提供するものであり、選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) ふるさと納税（寄附金）制度の改正等に伴い、事前の予告なしに要件等を変更する場合があります。

1.2 問合せ先・提出先

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 ふるさと納税担当

(吹田市役所 低層棟3階 316番窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6170-2326（直通）

FAX：06-6384-1292

メールアドレス furusato-tax@city.suita.osaka.jp

平日9:00～17:30（土・日・祝日は休み）

吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供申請書

令和 年 月 日

吹田市長宛

吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供事業者募集要項 6 に基づき、次のとおり申請します。また、次の事項について誓約・同意します。

記

申請者	事業所の所在地	〒		
	法人名（屋号）			
	役職・代表者名			
	開業日			
	(個人事業主の場合のみ)	住所		
		生年月日	年	月 日
	担当者名			
	電話番号	—	—	
	メールアドレス			

誓約・同意事項 ※確認し、間違いなければチェックボックスにチェックを入れてください。

1	<手続きに関する事項> 要件適合の可否を審査することを目的に、申請者が吹田市又は他市区町村に対し納めるべき市区町村税について、吹田市が必要な税等の公簿等の確認を行うことや必要な書類の提出等を求めることに同意します。	<input type="checkbox"/>
2	<暴力団排除に関する事項> 次に掲げるもののいずれにも該当しません。 (1) 暴力団（大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号。以下「条例」という)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。) (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。) (3) 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。) (4) 暴力団密接関係者（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。) (5) 前 4 号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体	<input type="checkbox"/>
3	<消費者関係法令に関する事項> 特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、大阪府消費者保護条例等、消費者関係法令に照らして問題はありませぬ。	<input type="checkbox"/>

吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品変更・取下げ申請書

令和 年 月 日

吹田市長宛

吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供事業者募集要項 9 に基づき、下記のとおり、返礼品の変更・取下げを申請します。

記

申請者	事業所の所在地	〒
	法人名（屋号）	
	役職・代表者名	
	(個人事業主の場合のみ) 住所	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

<input type="checkbox"/> 変更 ・ <input type="checkbox"/> 取下げ			
返礼品の名称			
変更内容	<input type="checkbox"/> 返礼品の名称 <input type="checkbox"/> 返礼品の内容 <input type="checkbox"/> 返礼品の価格 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
変更前			
変更後			
発送方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	出荷 サイズ	<input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 120 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 140 <input type="checkbox"/> 100 <input type="checkbox"/> それ以上（ ）
変更・取下げ理由			

返礼品要件	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 主要な部分の製造、加工を市内で行ったもの<input type="checkbox"/> 原材料の主要な部分が市内で生産されたもの<input type="checkbox"/> 市内でサービスの提供が受けられるもの<input type="checkbox"/> 吹田市の PR のため生産された吹田市オリジナル商品等<input type="checkbox"/> その他（複数市町村共通の返礼品とするもの等）
-------	--

提出先・問合せ先

吹田市 地域経済振興室 ふるさと納税担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

TEL：06-6170-2326（直通）

FAX：06-6384-1292